

駐車場法施行令の一部を改正する政令 新旧対照条文

駐車場法施行令(昭和三十二年政令第三百四十号) (抄) 1

改 正 後	現 行
<p>（換気装置）</p> <p>第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積一平方メートルにつき毎時十四立方メートル以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。</p>	<p>（換気装置）</p> <p>第十二条 建築物である路外駐車場には、その内部の空気を一時間に十回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の十分の一以上であるものについては、この限りでない。</p>